**○農林水産省告示第九百八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市湯出字石畳六九八の一〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石畳六九八の一〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　熊本県宇土市岩古曽町字岩熊二四七九、二四八九から二四九一まで、二四九三、二四九四、二四九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩熊二四九一、二四九四、二四七九・二四八九・二四九〇・二四九六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区丹治字南山五四五の一、五四五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百八十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町堀之内字宮下一九三五の一、字大日下一九四一、一九四二、字萩立一九五五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大日下一九四一・一九四二・字萩立一九五五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区小川字長沢五四七の二（次の図に示す部分に限る。）、天竜区春野町豊岡字日向山一九五二の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長沢五四七の二・字日向山一九五二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百八十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区小川字權鉢久保四七八・字チゴノ樽四七九・字桐ノ久保四八七・字マエウルシ四九一・字マエウルシ沢四九二・字大久ナ四九三・字奥ウルシ沢四九四・字胡麻畠四九五・字マトバ五〇三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、字ユギ四七四の一、字男松平四七五、四七六、字ユキノ谷四八〇の一、字ハン田向四八一の一、字向山四八二の一、四八三、四八四、字松木平四九八の一、字初沢四九九、字前坂五〇二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ユギ四七四の一・字男松平四七六・字ユキノ谷四八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字桐ノ久保四八七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第二百四十九号**

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第三号の二ハ及び第四号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月二十四日から施行する。

平成二十一年七月二十三日

経済産業大臣　二階　俊博

第三号中「ために役務」を「貨物の開発等に係る技術」に改める。

第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供する貨物の開発等に係る技術の提供を行う場合